

第5回岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和4年1月18日（火）午後1時15分～

場所 庁舎6-1 会議室

1 発生状況について

資料1

2 岐阜県の対応について

資料2

3 岐阜市の対応について

4 その他

【配布資料】

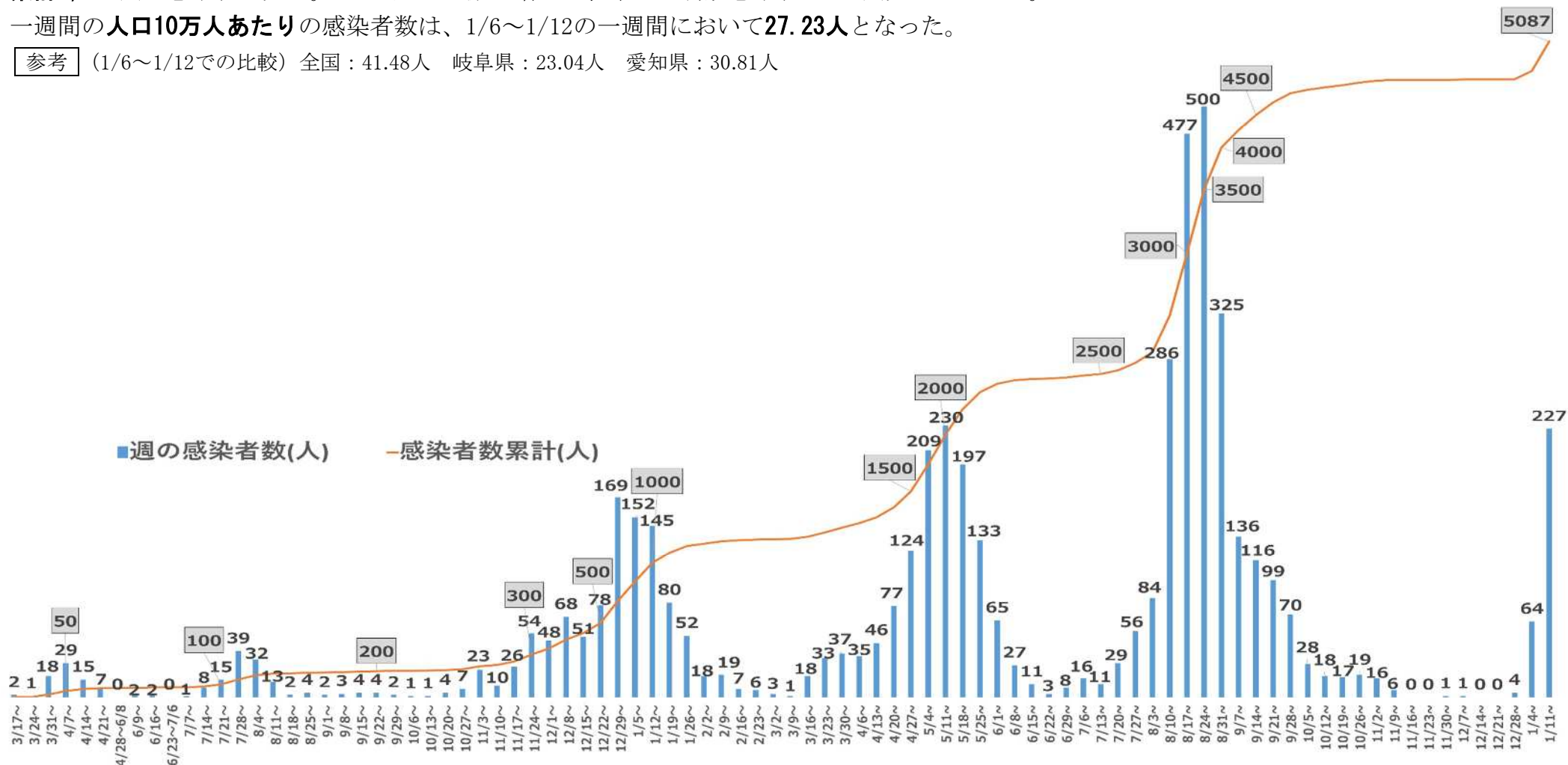
- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について(R4.1.17 公表時点) |
| 資料2 | 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会(第37回)対策本部本部員会議(第49回) |
| 参考1 | 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表 |

岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について（R4.1.17 公表時点）

1 感染者数推移（週計）

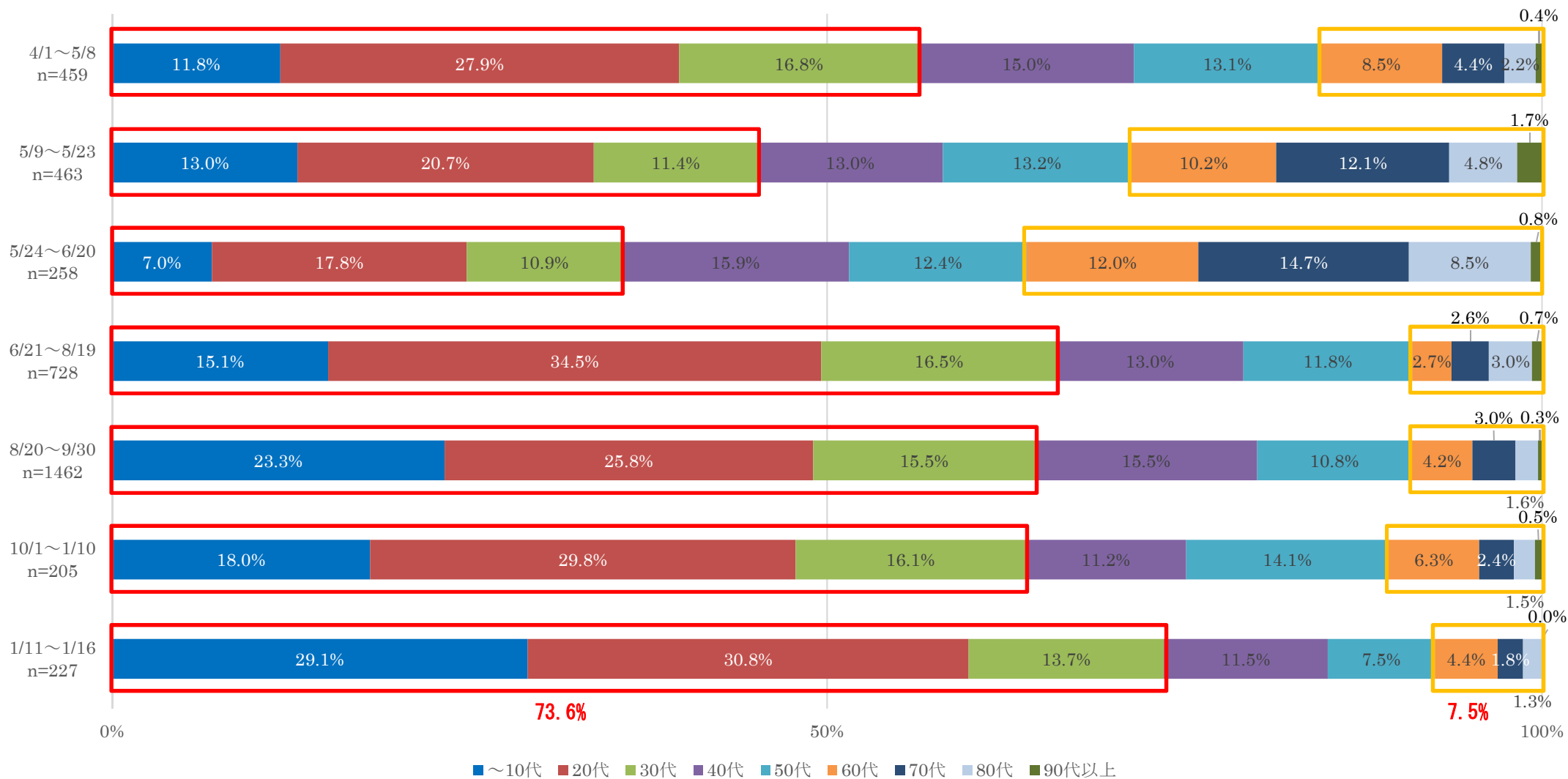
- ・ **累計5,087人**の感染者が発生。1月に入り急激に増加し、半月で新規感染者が**292人**発生している。
- ・ 一週間の人口**10万人あたり**の感染者数は、1/6～1/12の一週間において**27.23人**となった。

参考（1/6～1/12での比較）全国：41.48人 岐阜県：23.04人 愛知県：30.81人



2 年代別割合の比較（令和 3 年 4 月以降）

- ・ 30代以下が73. 6%、60代以上が7. 5%となっている。
- ・ 第6波突入以降、30代以下のが4分の3を占め、60代以上は1割を切っている。



※割合は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100%とはならない場合があります。

岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第 37 回）
対策本部本部員会議（第 49 回）

日 時：令和 4 年 1 月 17 日（月）
17：30～

場 所：県庁 4 階 特別会議室

1 感染状況

資料 1

2 県の対策

「第 6 波」非常事態宣言（案）

資料 2

（参考）

・ 愛知・岐阜・三重 3 県知事共同メッセージ（令和 4 年 1 月 17 日決定）

参考資料 1

・ 国通知「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続に関する緊急点検等について」

参考資料 2

**岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第37回） 対策本部本部員会議（第49回） 出席者名簿**

日時：令和4年1月17日（月）17：30～
場所：岐阜県庁4階 特別会議室

1 市町村

市名	氏名等
岐阜市	柴橋 正直 市長
大垣市	石田 仁 市長
高山市	國島 芳明 市長
多治見市	古川 雅典 市長
関市	尾関 健治 市長
中津川市	青山 節児 市長
美濃市	武藤 鉄弘 市長
瑞浪市	水野 光二 市長
羽島市	松井 聡 市長
恵那市	小坂 喬峰 市長
美濃加茂市	伊藤 誠一 市長
土岐市	加藤 淳司 市長
各務原市	浅野 健司 市長
可児市	富田 成輝 市長
山県市	林 宏優 市長
瑞穂市	森 和之 市長
飛騨市	都竹 淳也 市長
本巣市	藤原 勉 市長
郡上市	日置 敏明 市長
下呂市	山内 登 市長
海津市	横川 真澄 市長

町村名	氏名等
岐南町	小島 英雄 町長
笠松町	古田 聖人 町長
養老町	大橋 孝 町長
垂井町	早野 博文 町長
関ヶ原町	西脇 康世 町長
神戸町	谷村 成基 町長
輪之内町	木野 隆之 町長
安八町	堀 正 町長
揖斐川町	岡部 栄一 町長
大野町	宇佐美 晃三 町長
池田町	岡崎 和夫 町長
北方町	戸部 哲哉 町長
坂祝町	柴山 佳也 町長
富加町	板津 徳次 町長
川辺町	佐藤 光宏 町長
七宗町	加納 福明 町長
八百津町	金子 政則 町長
白川町	細江 茂樹 町長
東白川村	今井 俊郎 村長
御嵩町	渡邊 公夫 町長
白川村	成原 茂 村長

2 各種団体

団体名	氏名等
岐阜県医師会	河合 直樹 会長
岐阜県歯科医師会	阿部 義和 会長
岐阜県薬剤師会	日比野 靖 会長
岐阜県病院協会	富田 栄一 会長
岐阜県看護協会	青木 京子 会長
岐阜県観光連盟	桂川 淳 常務理事
岐阜県経営者協会	安藤 正弘 専務理事
岐阜県商工会議所連合会	森 健二 専務理事

団体名	氏名等
岐阜県商工会連合会	野原 茂基 専務理事
岐阜県中小企業団体中央会	川本 敏 専務理事
岐阜県経済同友会	鈴木 良春 筆頭代表幹事
岐阜県商店街振興組合連合会	水野 文明 事務局長
岐阜県農業協同組合中央会	櫻井 宏 会長
大垣銀行協会	寛 雅樹 常務取締役
日本政策金融公庫 岐阜支店	梅沢 光一 支店長
商工組合中央金庫 岐阜支店	一ノ瀬 浩道 支店長

3 専門家

所属名	氏名等
ぎふ総合健診センター	村上 啓雄 所長

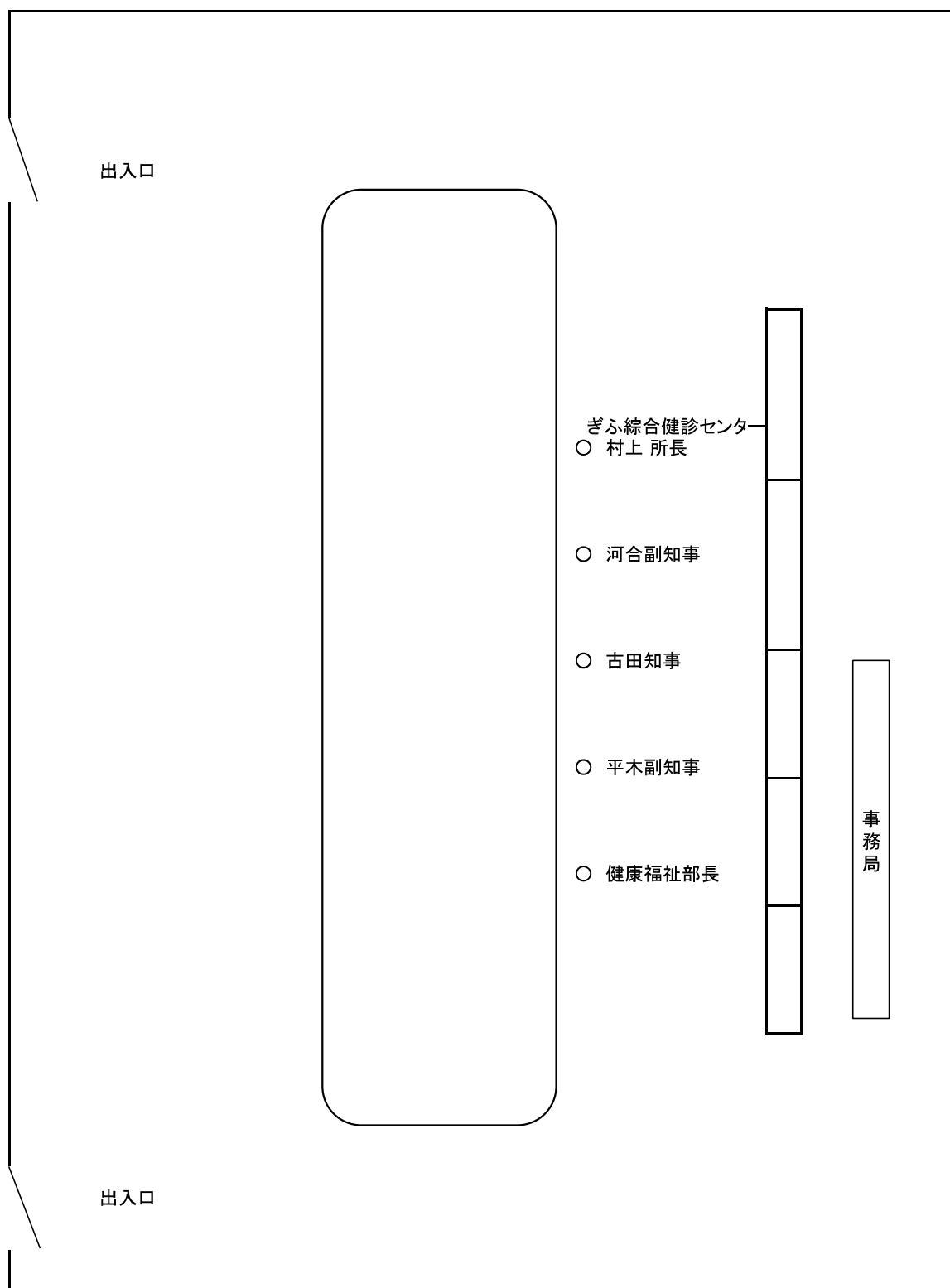
4 県

	氏名
知事	古田 肇
議長	佐藤 武彦
厚生環境委員会委員長	高殿 尚
副知事	平木 省
副知事	河合 孝憲
教育長	堀 貴雄
警察本部長	加藤 伸宏
秘書広報統括監	尾鼻 智
総務部長	横山 玄
清流の国推進部長	丸山 淳
危機管理部長	渡辺 正信
環境生活部長	内木 禎
県民文化局長	市橋 貴仁
健康福祉部長	堀 裕行

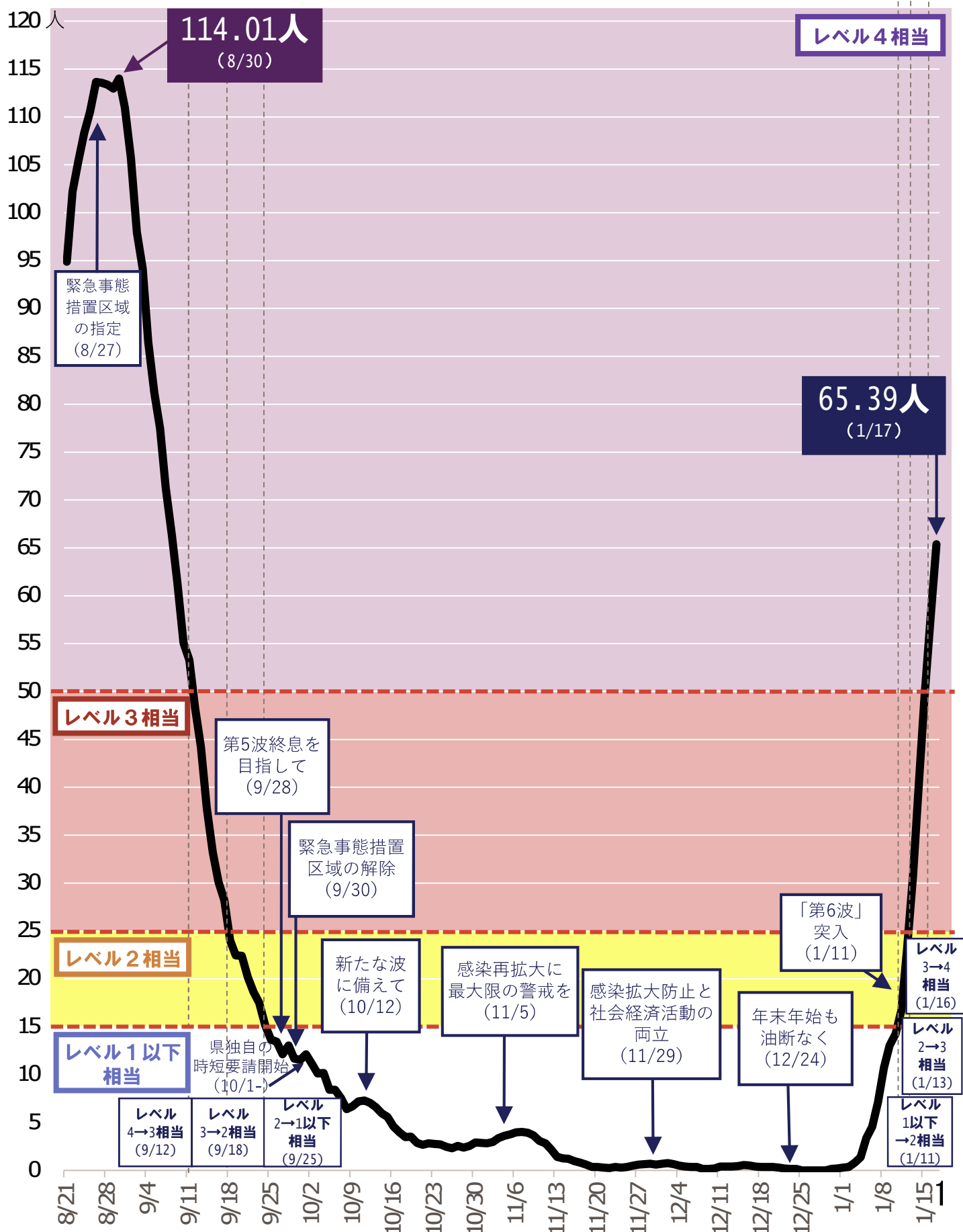
	氏名
子ども・女性局長	安江 真美
商工労働部長	崎浦 良典
観光国際局長	矢本 哲也
農政部長	長尾 安博
林政部長	高井 峰好
県土整備部長	船坂 徳彦
都市建築部長	大野 真義
都市公園整備局長	湯澤 将憲
会計管理者	西垣 功朗
議会事務局長	服部 敬
人事委員会事務局長	村田 嘉子
監査委員事務局長	三田村 俊史
労働委員会事務局長	樋口 博久
健康福祉部次長	籠橋 智基

岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会(第37回) 対策本部本部員会議(第49回) 配席図

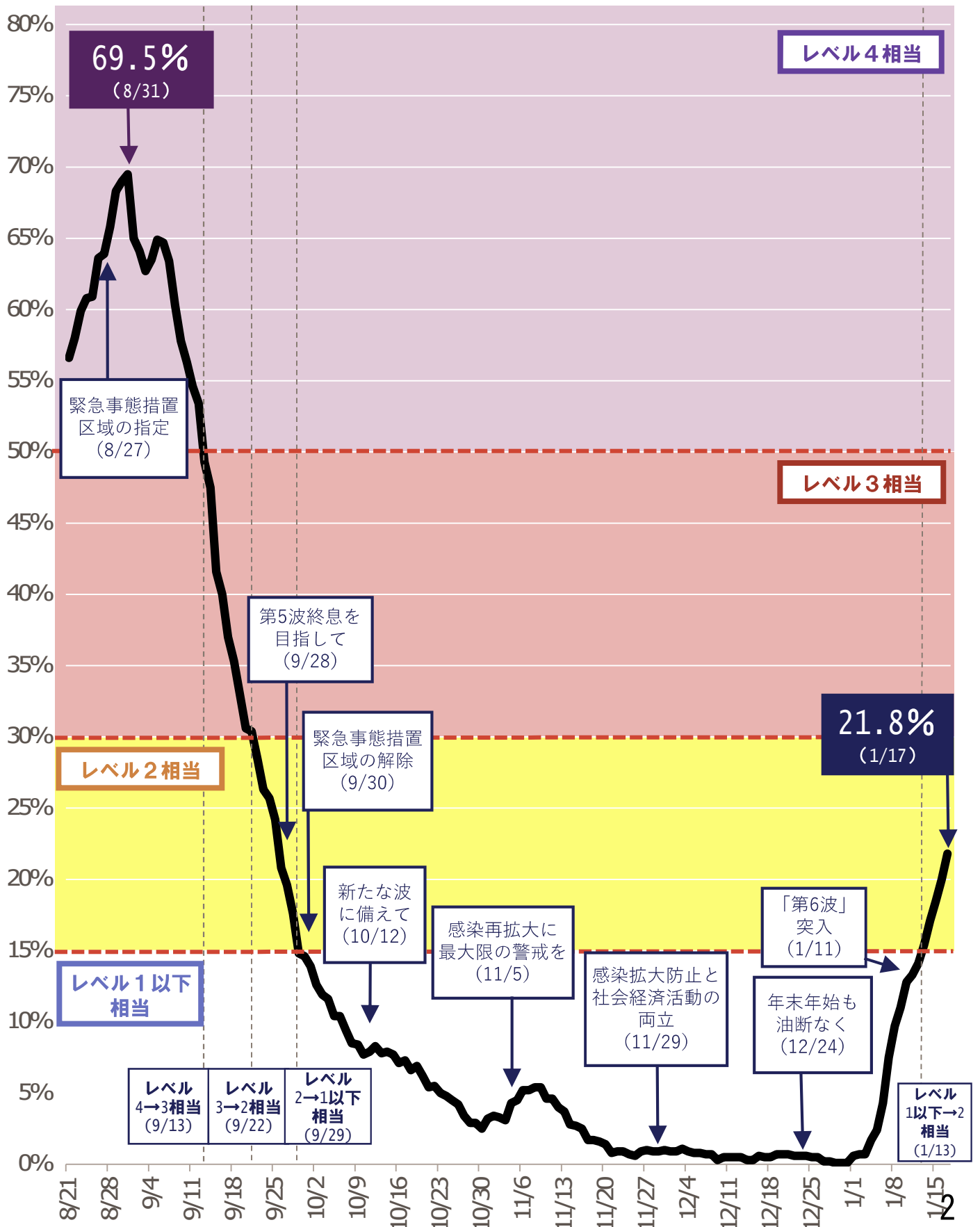
令和4年1月17日(月)17:30～
4階特別会議室



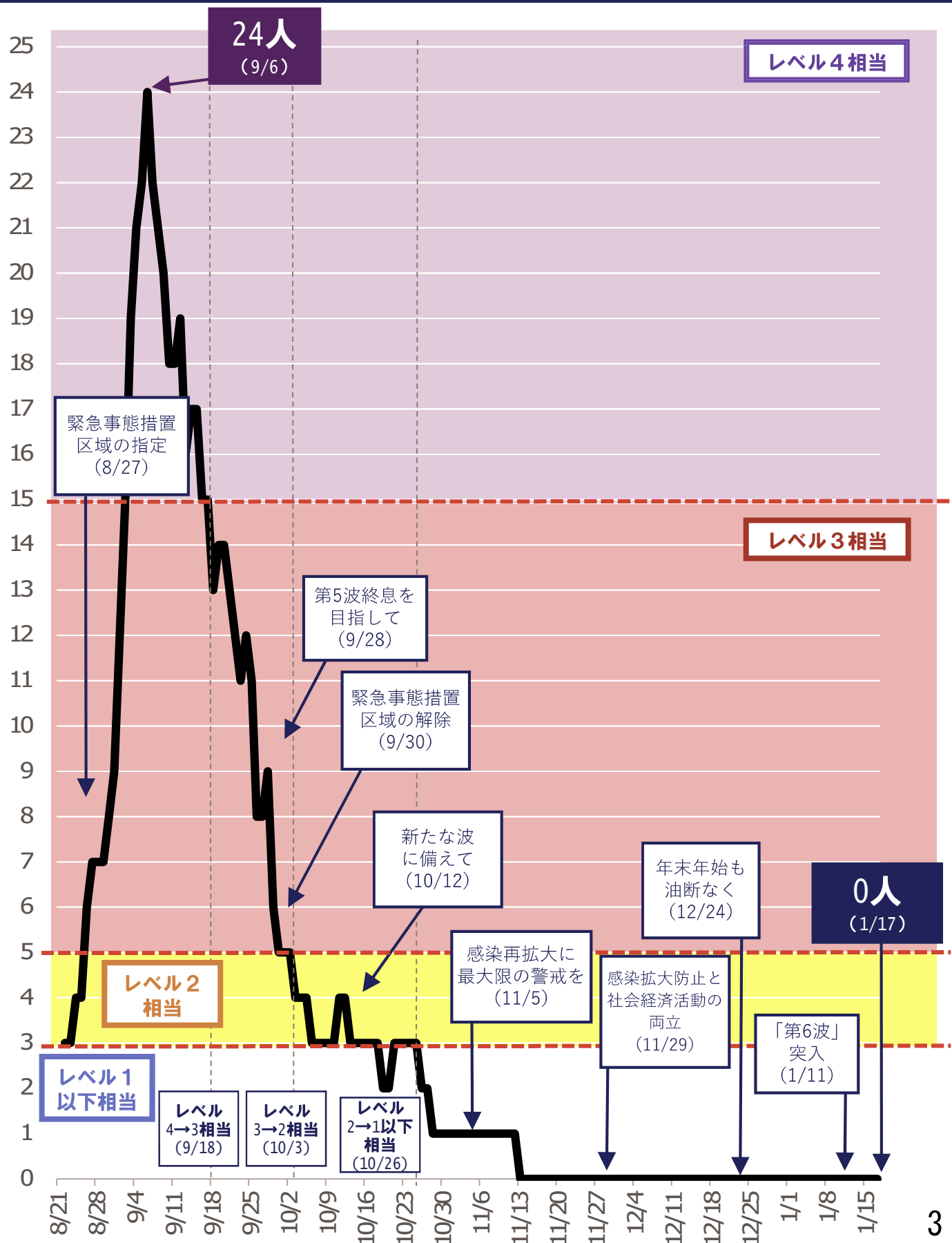
県の10万人あたり新規陽性者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策



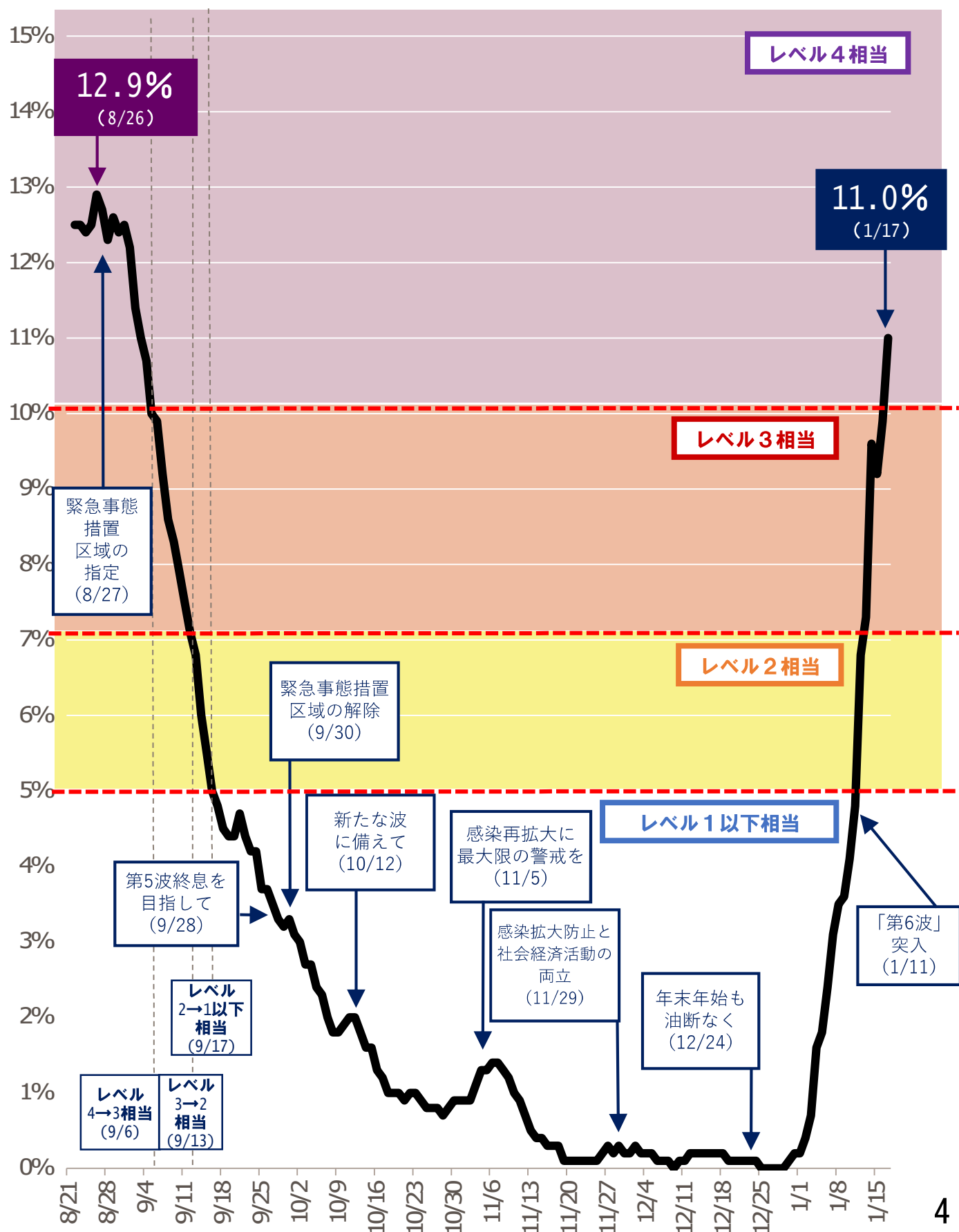
県の病床使用率の推移と対策



重症者数の推移と対策

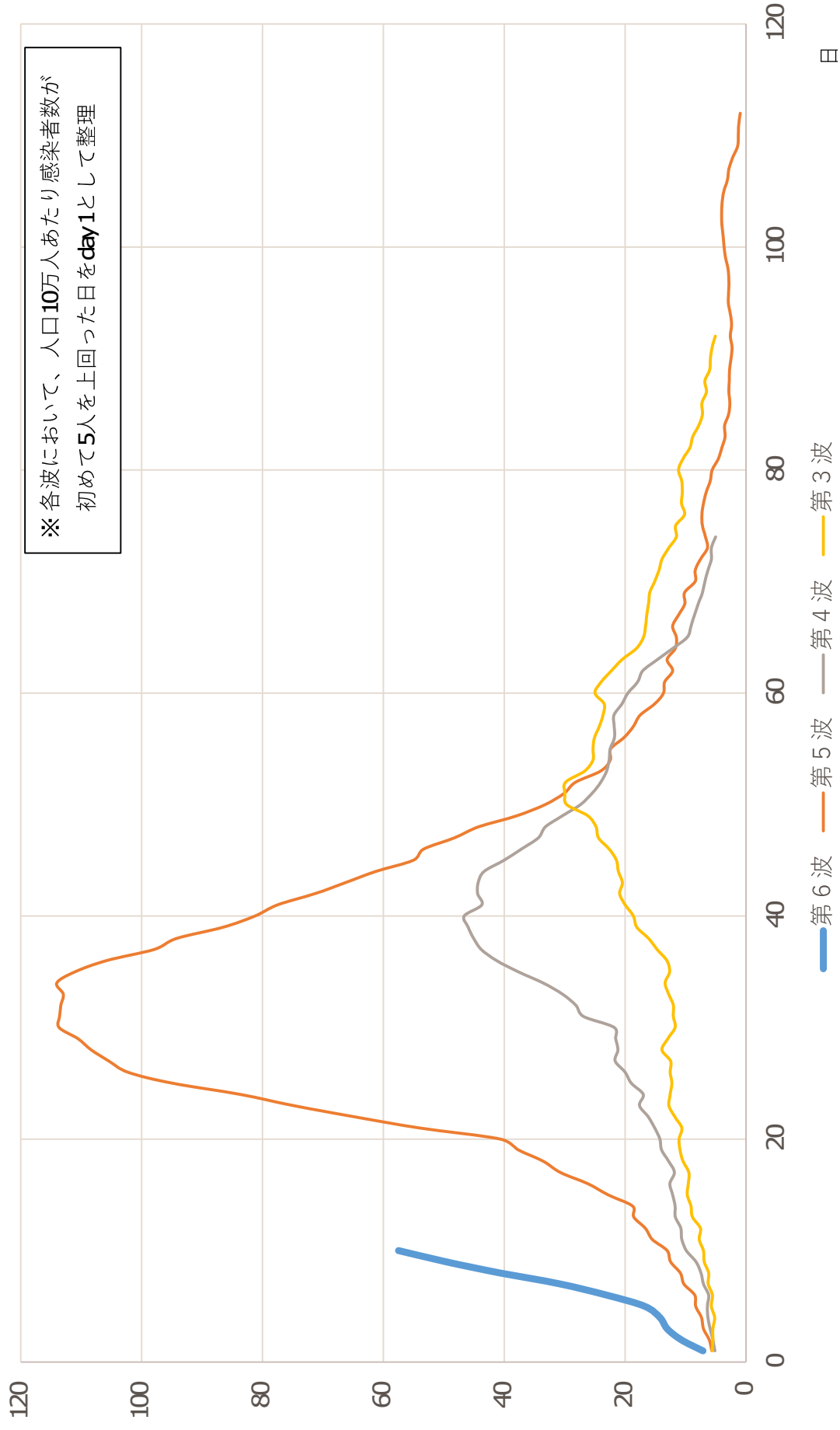


陽性率（7日間移動平均）の推移と対策

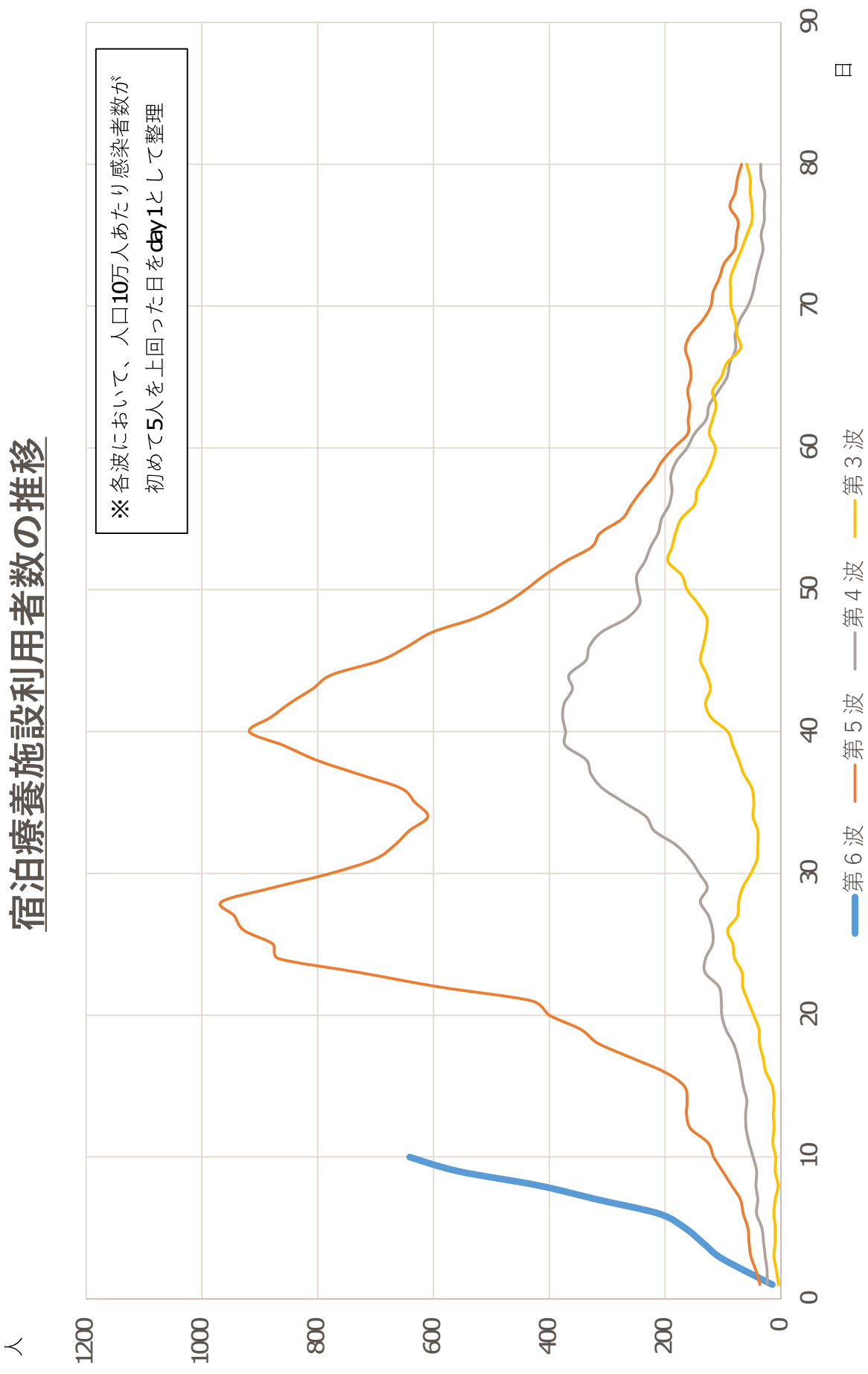


第6波の過去の感染拡大との比較

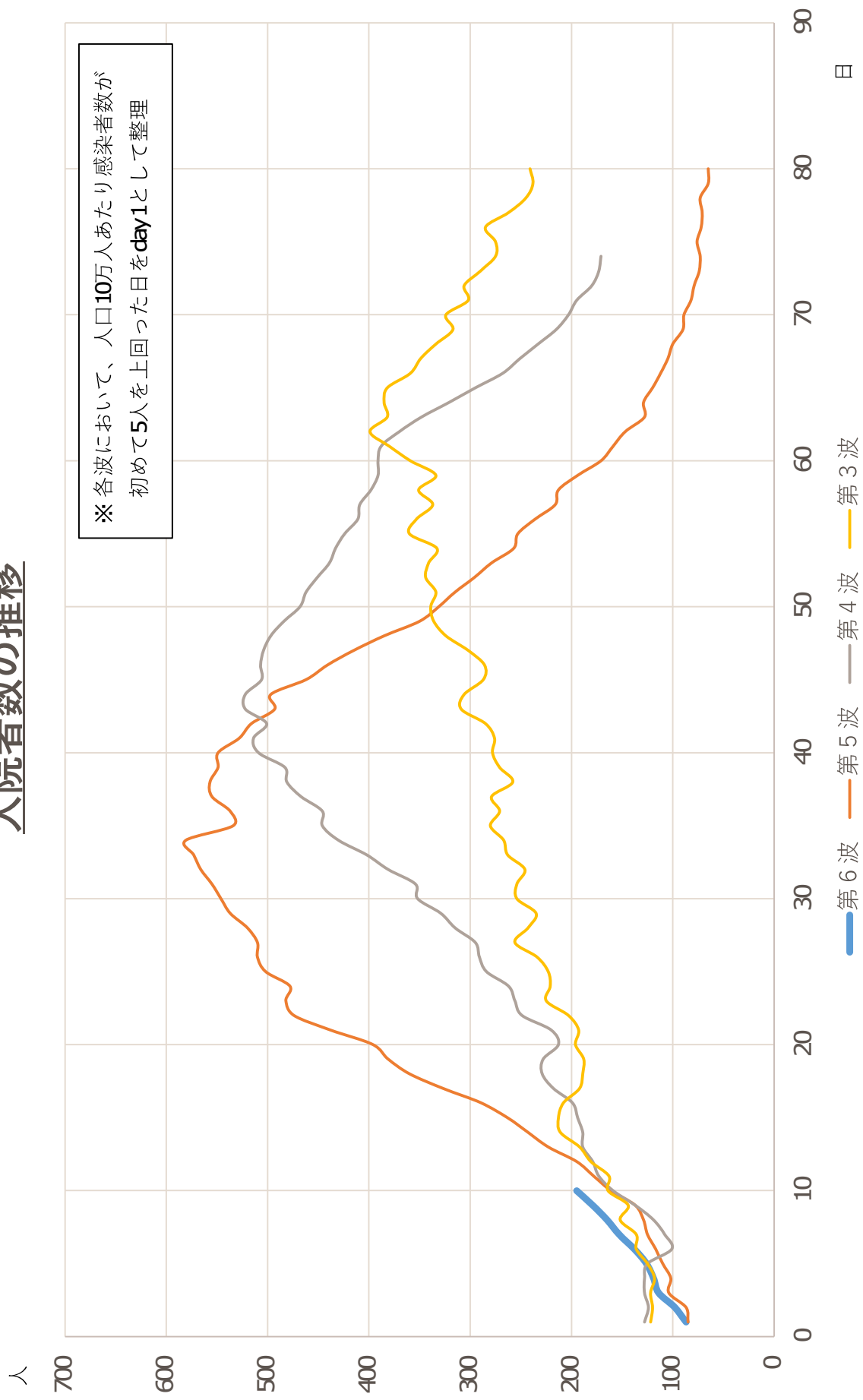
人口10万人
あたり感染者数



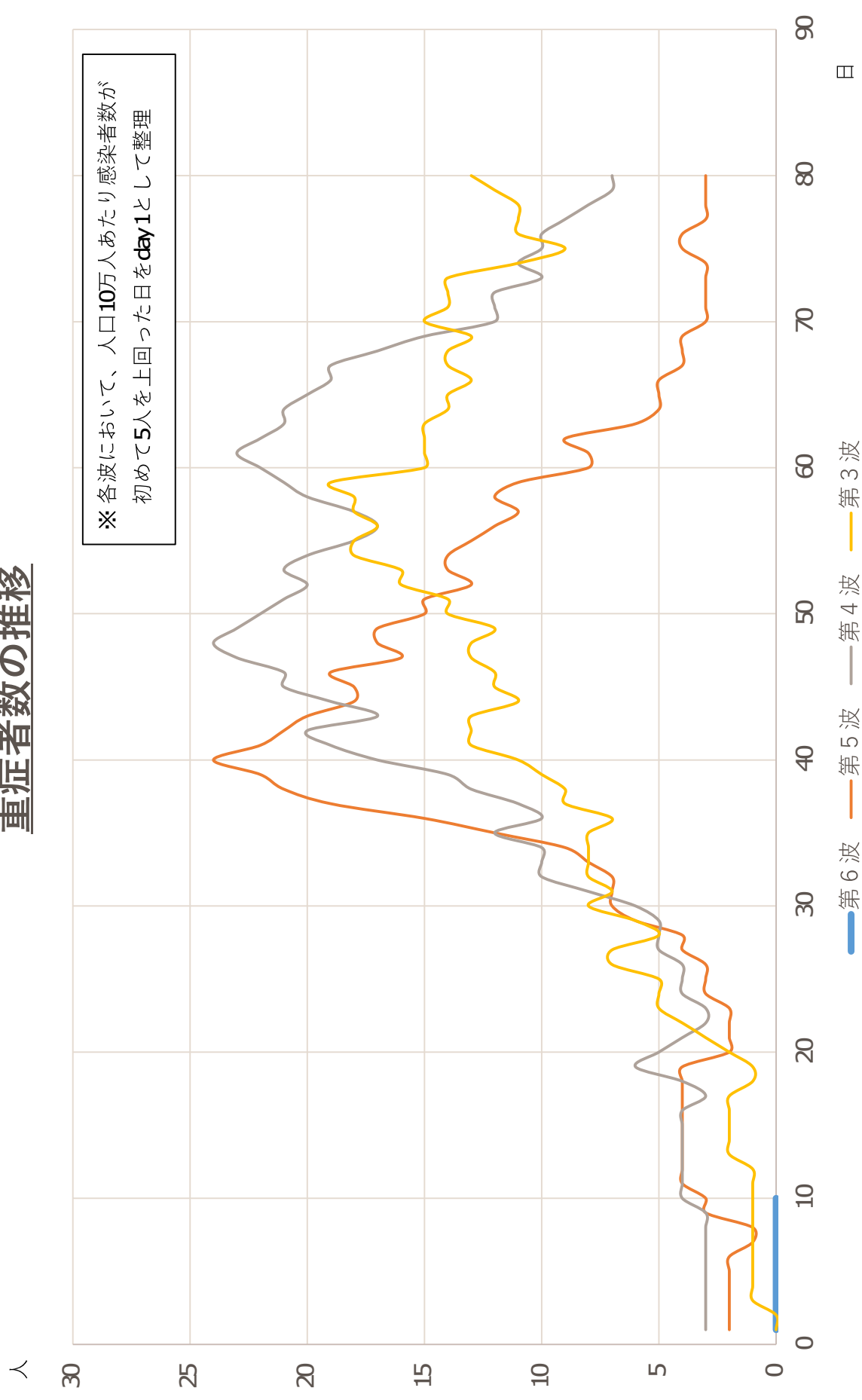
宿泊療養施設利用者数の推移



入院者数の推移



重症者数の推移



「第6波」非常事態宣言(案)

令和4年1月17日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部
実施期間：令和4年1月17日から2月18日まで

本県では、今月11日に「『第6波』突入 オミクロン株緊急対策」を発出し、感染防止対策や医療・検査体制の強化に取り組んでいるところです。

しかしながら、若者を中心に、3連休、特に成人式に関連した会食等に端を発する感染が、これまでにないスピードで急拡大しております。現在、人口10万人あたり陽性者数（7日間移動合計）は65.39人、陽性率11.0%と、いずれも「レベル4相当」の水準にあります。病床使用率も「レベル2相当」ではあるものの、すでに20.0%を超え、連日上昇続きになっております。

このまま感染が拡大すると、近日中にも新規陽性者数、病床使用率ともに急上昇しかねません。そして、本県の「自宅療養者ゼロ」を前提とする医療体制だけでなく、企業、学校など社会・経済の基盤となる様々な領域でスタッフの確保・体制の維持が困難となり、社会・経済活動そのものが機能停止に陥ることが強く危惧されます。

こうした危機意識から、別紙のとおり対策を一段と強化してまいります。

その一環として、国に対し、本県を「まん延防止等重点措置」の適用区域とすることを要請し、適用され次第、速やかに飲食店等に対する営業時間の短縮要請など、必要な措置を講じてまいります。

この感染力の強いオミクロン株であっても、マスク着用、手指衛生、密の回避、こまめな換気、体調不良時は行動ストップ、といった基本的な感染防止策の徹底によりかなりの程度に感染防止が可能です。県民の皆様におかれては、油断なく、こうした対策の継続徹底を改めてお願いいたします。

対策の強化ポイント

【感染防止対策の徹底】

- ・ まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域をはじめ、**不要不急の都道府県間の移動**は極力回避
- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への**外出自粛**
- ・ 自宅含め、**普段会わない人との会食**、大人数・長時間での会食を徹底回避（4人まで、2時間以内が目安）
- ・ 上記を踏まえ、飲食店等では、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を回避するなど、感染防止対策を再徹底

【特措法上の措置等】

- ・ 国に「**まん延防止等重点措置区域の指定**」を要請
※指定後、以下の措置を実施

- 措置区域：全42市町村
- 措置区域内の飲食店等の20時までの営業時間短縮及び酒類提供の停止
- 措置区域内では20時以降、飲食店等にみだりに出入りしない

- ・ **大規模な集客施設における入場者の管理等の実施**
- ・ 各市町村において、**独自の感染拡大防止強化対策**を策定

【BCP（事業継続計画）の徹底】

- ・ 業界団体ごとに想定される出勤率など**BCP（事業継続計画）の数値目標**を設定し、点検を徹底
- ・ **県・市町村のBCP**をオミクロン株の特性に応じ見直し
- ・ 社会機能を維持するために必要な事業に従事する者が濃厚接触者となった場合の**待機期間を通常の10日から6～7日に短縮**

【ワクチン追加接種（3回目接種）の前倒し】

- ・ **接種前倒し**に向けた市町村接種計画の見直し
- ・ **大規模接種会場の予約開始**（岐阜会場 1/24～、西濃会場 1/11～）
- ・ 国に対し、**前倒しに必要なワクチン供給**を強く要請するとともに、供給状況を踏まえ、警察職員、消防、教職員など**エッセンシャルワーカーへの追加接種**を前倒し

【学校における対応方針】

- ・ 学校における感染防止対策を強化

〔 学級で1人でも陽性が判明した場合、速やかに**学級全体を閉鎖**
部員で1人でも陽性が判明した場合、速やかに**部活動を休止** 〕

対策の詳細

(文中の下線部分は、追加・強化部分となります。)

(1) 感染防止対策の徹底

- ・ オミクロン株に対しても、これまで同様、以下の「基本的感染防止対策」の徹底を継続。

- マスク着用（不織布マスクで隙間なくフィット）
- 手指衛生（頻繁な手洗い、消毒）
- 密回避（密閉・密集・密接のどれか一つでも回避）
- こまめに換気（換気扇の常時稼働や窓・扉の開放による1時間に2回以上の換気）
- 体調管理（体調不良時には出勤・通学・出張・旅行を含む全ての行動をストップ）

- ・ 感染リスクが高まる以下の「5つの場面」の回避。

- 飲酒を伴う懇親会等（注意力が低下する、大声になりやすい）
- 大人数や長時間に及ぶ飲食（2次会・3次会、深夜のはしご酒等）
- マスクなしでの会話（車やバスでの移動の際も要注意）
- 狭い空間での共同生活（寮の部屋やトイレなど共用部分は要注意）
- 居場所の切り替わり（休憩室、更衣室、喫煙室等は要注意）

- ・ まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域をはじめ、不要不急の都道府県間の移動は極力回避。やむなく移動する場合は、極力日帰りとし、出発前及び帰宅時の検査受検を推奨。
- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は自粛。
- ・ 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー取得店舗（第三者認証店）」を利用し、マスク会食（食事中は静かに。会話はマスク着用。）を徹底。
- ・ 自宅含め、普段会わない人との会食を回避し、かつ大人数・長時間の飲食を避ける（4人まで、2時間以内が目安）。
- ・ 飲食店等では、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を回避。
- ・ 飲食店等においては、第三者認証取得を奨励し、感染防止対策の遵守状況に係る見回り現地調査及び遵守状況に応じた認証取消しを実施。

(2) 特措法上の措置等

- ・ 国に対し、以下のとおり「まん延防止等重点措置区域への指定」を要請。

<措置区域> 全42市町村 <期間> 区域指定から1か月間程度（まん延防止等重点措置期間にあわせる） <時短要請内容> 対 象：飲食店等 時 短：20時まで（認証店、非認証店共通） 酒 類：提供停止（認証店、非認証店共通） その他：県民に対し、措置区域内では、20時以降、飲食店等にみだりに出入りしないことを要請 <ワクチン・検査パッケージ> ワクチン・検査パッケージ及び対象者全員検査による人数上限の緩和は適用しない

- ・ 1,000 m²超の大規模な集客施設（生活必需物資・サービスの提供施設を除く）に対し、以下のとおり入場管理等を働きかけ。

大規模施設の種類	施設例	要請等内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	・ 入場をする者の管理等 ※ 入場者の管理等とは、「入場者が密集しないよう管理・誘導する等の措置」と「施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置」の双方を含む。 ・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等 (集会の用に供する部分に限る)	ホテル、旅館	
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニスコート、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	
遊技場	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等	
物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	

- ・ 各市町村において、地域の実情に応じた独自の強化対策を策定。

(3) B C P（事業継続計画）の徹底

①共通事項

- ・ 病院、福祉施設、学校をはじめ、公共交通、電力等のインフラ関係を含むあらゆる事業所において、組織内感染やクラスター発生等により、大幅に事業活動が低下することを想定したB C Pを再確認（未策定の場合は、早急に策定）。
- ・ 業界団体ごとに、想定される出勤率などB C Pの数値目標を設定し、点検を徹底。
- ・ 県・市町村のB C Pをオミクロン株の特性に応じ見直し。
- ・ 事業所ごとに「ぎふコロナガード」（感染対策を監視し、健康状態を確認する責任者）を指定し、感染防止対策の全従業員への教育と現場点検を徹底。
- ・ 業種別ガイドラインの遵守。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数を削減するとともに、時差出勤、自転車通勤等により、人との接触機会を低減。

②福祉施設

- ・ 高齢者、障がい者施設において、「感染・まん延防止等チェックリスト」による感染防止対策の再点検を徹底するとともに、県配信の研修会動画を活用した施設内研修を再徹底。

③濃厚接触者の待機期間（10日間）の短縮

- ・ 社会機能を維持するために必要な事業に従事する者については、事業者による検査実施による陰性確認により、濃厚接触者になった場合の待機時間を通常の10日から6～7日に短縮。

(4) ワクチン追加接種（3回目接種）の前倒し

- ・ 医療提供体制継続の観点から、接種を希望する医療従事者等への追加接種を加速。
- ・ 市町村に対し、国の方針変更を踏まえた接種計画の更なる見直しを要請。
- ・ 岐阜圏域（岐阜産業会館、2/5～）及び西濃圏域（ソフトピアジャパンドリームコア、2/6～）において、県大規模接種会場を開設。
※岐阜会場は1/24から、西濃会場は1/11から順次、予約受付を開始
（各務原市民：1/24～、岐阜市民：1/28以降～、大垣市民：1/11～）

- ・ 職域接種についても前倒しに向け調整中。現時点で2回目接種を実施した全58会場のうち、37会場（64％）が追加接種を実施予定。
- ・ 国に対し、前倒しのためのワクチン供給を強く要請。供給状況を踏まえ、県警察職員、消防、教職員を含めエッセンシャルワーカーへの追加接種を前倒し。

（５）学校における対応方針

- ・ まん延防止等重点措置等の適用を踏まえ、別添3に基づき、学校における感染防止対策を強化。
- ・ 学級で1人でも陽性が判明した場合、保健所等の調査・判断を待たず、速やかに学級全体を閉鎖（自宅待機）。学級閉鎖が同一学年に複数発生した場合は学年閉鎖。学年閉鎖が複数発生した場合は臨時休校。
- ・ 部員で1人でも陽性が判明した場合、保健所等の調査・判断を待たず、速やかに陽性者が所属する部活動を休止（部員全員を自宅待機）。

時短要請等の概要（案）

1 措置区域

県内全 4 2 市町村

2 期間

区域指定から 1 か月間程度

（まん延防止等重点措置期間にあわせる）

3 時短要請内容

対 象：認証店及び非認証店（共通）

時 短：20 時まで

酒 類：提供禁止

協力金：3 万～10 万円

4 ワクチン・検査パッケージ制度について

対象者全員検査を含めて適用しない

社会機能を維持するために必要な事業に従事する者

以下の事業に従事する者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
 - ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・L P ガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
 - ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
 - ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
 - ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
 - ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
 - ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
 - ⑥ 行政サービス等（警察、消防、教員、その他行政サービス）
 - ⑦ 育児サービス、保育（託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

新型コロナウイルスに感染症に関する学校の対応について

まん延防止等重点措置等の指定期間		通常の期間
学校運営	授業等	○ コロナカードは家庭とも連携し、学校における感染防止対策を徹底 ・ 3密回避、常時換気、身体的距離確保、マスク着用 ・ 「健康チェックカード」による毎日の体調確認 ・ 共用部分の定期的（1日1回以上）な消毒作業 等 ○ 平日・休日問わず、「健康チェックカード」による体調確認の徹底 ○ マスクを外す機会を極力減らすことの徹底 ○ 本人及び同居家族等が体調不良時等は登校しないことの徹底 ・ 同居家族等に感染が疑われる場合の対応を徹底 ○ 感染リスクの高い教育活動は一時的に停止 （体育、合唱、管楽器演奏含む）
	ワケ	○ 新型コロナウイルス接種後も感染防止対策を徹底 ○ 新型コロナウイルス接種に関する同調圧力や差別等のハラスメントにつながる行為の禁止を徹底
	飲食時	○ 食事前後の手洗い（手指消毒）、マスク着用の徹底 ○ 対面でない配席、「黙食」を徹底
	遠隔授業等	○ 集会や発表会等の実施は、オンラインを積極的に活用 ○ 不安等により登校できない児童生徒に対するオンライン等による学習支援の実施 ○ 公共施設等を利用した行事は、真に必要と認める場合、利用施設の感染対策を遵守して実施
	課外活動	○ 修学旅行は中止又は延期 ○ 学校行事や校外活動（遠足、就業体験等）は中止又は延期（真に必要な場合は県教委と協議）
部活動	校内での活動時	○ 部活動における感染防止対策 ・ 活動開始前の健康チェックカードによる健康状態の確認 ・ 外部訪問者との接触回避 ・ マスク着用の徹底 ・ ミーティングや軽度の運動、休憩、部室利用時） ・ 活動終了後の感染防止行動（終了後の速やかな下校等）の徹底 ○ 練習時間 ・ 県内外問わず、練習試合、合宿等は禁止 （緊急事態措置区域の指定期間） ・ 次につながる大会等が2週間以内にある部活のみ、平日4日、2週間以内（土日、3時間以内） （まん延防止等重点措置区域の指定期間） ・ 平日4日、2週間以内（土日、2時間以内）
	練習内容	○ 感染リスクの高い活動は回避
寮・寄宿舎		○ 寮・寄宿舎における感染防止対策 ・ チェックリストに基づく感染症対策の遵守・確認を徹底 ・ 原則一人一室（難しい場合は感染防止対策を徹底） ・ 居室利用者以外の者の入室禁止 ・ 定期消毒の徹底、「健康チェックカード」による体調確認
日常生活		○ 学校外の日常生活における感染防止対策 ・ 健康チェックカードによる健康状態の確認を徹底 ・ 心配な症状（高熱、味覚異常等）がある場合は、学校に連絡の上、医療機関を受診 ○ 県内外問わず、不要不急の外出自粛 ○ 「飲食」リスクへの最大限の注意 ・ 大人数での食事を回避、食事前後のマスク着用 ・ 「カラオケ」など、集まっの飲食等の徹底回避
		○ 「緊急事態措置、まん延防止等重点措置区域」の指定地域への不要不急の外出自粛
		（同左）

新型コロナウイルス感染症 「第6波」感染抑止 愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ

年明け以降、家族や友人との会食等を発端に、また、若い方々を中心にこれまでにないスピードで感染が急拡大しています。これは急速に置き換わりが進むオミクロン株の影響によるところが大きく、まさに東海3県へも感染拡大「第6波」が襲来しています。

オミクロン株の重症化リスクは低いといわれていますが、感染力の強さから爆発的な感染者増につながり、医療提供体制がひっ迫し、通常の医療にも大きな影響を与えかねない可能性があるのみならず、社会・経済活動の確保・維持が困難になることも懸念されます。

こうしたことから、感染拡大の波を小さく、そして早く抑え込むため、東海3県一体となって対策に取り組んでまいりますので、皆様一人ひとりのご協力をお願いいたします。

- ・ オミクロン株にも有効な、マスク着用・手洗い・手指消毒・人との距離確保・こまめな換気・体調不良時はすべての行動をストップなど「感染しない、させない」**基本的な感染防止対策の取組みを徹底**してください。
- ・ **生活維持に必要な場合等**を除き、東海3県を含む県をまたぐ往来は自粛をお願いします。特に、まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域との往来は徹底的に避け、やむなく移動する場合はできる限り日帰り、かつ検査受検をお願いします。
- ・ **会食・飲食**は、各県の認証店舗を利用するとともに、同一グループの同一テーブル4人までとし、大人数・長時間を避けてください。
- ・ 感染爆発に起因するエッセンシャルワーカーの療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、**事業継続計画を点検**し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。
- ・ **ワクチンの追加接種**について、医療提供体制継続の観点から医療従事者等への接種を加速化するとともに、高齢者接種、一般接種の前倒しにも取り組みます。皆様には積極的な接種の検討をお願いします。

2022年1月17日

愛知県知事 大村 秀章
岐阜県知事 古田 肇
三重県知事 一見 勝之

閣 副 第 50 号
総 行 市 第 7 号
総 行 政 第 9 号
総 行 公 第 5 号
令和 4 年 1 月 14 日

各都道府県知事 殿
(総務部扱い)

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長
総 務 省 自 治 行 政 局 長
総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携総括官
総 務 省 自 治 行 政 局 公 務 員 部 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた地方公共団体の
機能維持及び必要な業務継続に関する緊急点検等について

各都道府県におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策
に取り組まれていることに感謝を申し上げます。

今般、オミクロン株の急速な感染拡大が懸念される中で、感染拡大に更なる万
全を期す必要があります。

感染者数の増大に伴って、社会活動の維持の観点から、業務継続を確保するた
め、各府省においては、「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラ
イン」(平成 26 年 3 月 31 日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関
する関係省庁対策会議策定。「中央省庁業務継続ガイドライン」という。)を踏ま
え、業務継続計画に則った計画の着実な実行を進めているところです。

地方公共団体においては、住民の生命、財産等に直接関係する住民サービスを
提供しており、感染症発生時においても、住民の生命及び健康を保護するととも
に、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう取り組む必要があり
ます。

地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、
自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該区域において関係
機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有するとされています。

地方公共団体においては、感染症発生時における機能維持及び必要な業務継
続を図るため、中央省庁業務継続ガイドラインや他の地方公共団体の策定事例

等（別紙１及び２）を参考に、業務について優先順位を検討し、強化・拡充すべき業務及び継続すべき一般業務など感染症発生時に継続する業務（「発生時継続業務」という。）と、それ以外の縮小・中断する業務に区分した上で、発生時継続業務に必要な動員等、組織全体として必要な業務体制の確保を図る必要があります。

つきましては、地方公共団体において、この趣旨に沿って、業務の区分及び体制確保に関する点検を緊急に実施し、その結果を踏まえ、適切に対応して頂くようお願いします。

特に、身近な住民サービスを広く担う市町村において発生時継続業務が多いことから、都道府県において、市町村に周知を図るとともに、市町村の取組みを支援頂くようお願いします。

なお、今後、点検結果については、調査を実施する予定であり、詳細については、おってご連絡いたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

西川企画官

電話：03-6257-3085（直通）

Mail yoshihiro.nishikawa.e9r@cas.go.jp

総務省自治行政局市町村課

田頭課長補佐

電話：03-5253-5516（直通）

Mail shichousonka01@soumu.go.jp

総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進室

石切山理事官

電話：03-5253-5523（直通）

Mail chisei@soumu.go.jp

総務省自治行政局公務員部公務員課

江口理事官

電話：03-5253-5542（直通）

Mail koumuinka-chosa@soumu.go.jp

1 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku.html>

2 業務区分を行っている地方公共団体の業務継続計画（感染症対応）の策定事例

○石川県 新型インフルエンザ等対策業務継続計画

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/index.html>

○大船渡市 業務継続計画 新型コロナウイルス感染症対応版

<https://www.city.ofunato.iwate.jp/site/corona/14165.html>

○市原市 業務継続計画【感染症対策編】

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=61e0e34f99f4f835527f7a0b>

○臼杵市 新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画

<https://www.city.usuki.oita.jp/article/2020050100022/>

○酒々井町 新型コロナウイルス対策業務継続計画（BCP）

<https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2020041700019/>

表4 発生時における業務の仕分けの考え方

	業務の性格	発生時の体制(例)	稼働人員
強化・拡充業務	・ 政府行動計画や新型コロナウイルス等対策ガイドラインで取り組むこととされている業務であって、新型コロナウイルス等の発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの	- 国内発生時から、状況に応じた体制を維持、強化 - 縮小・中断業務から人員補充	【増加】 通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。
発生時継続業務	- 最低限の国民生活の維持等に必要となる業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの - 発生時継続業務を継続するための環境を維持するための業務	- 国内発生時から、状況に応じた体制を維持 - 必要に応じて、縮小・中断業務から人員補充 - 可能な範囲で在宅勤務や自宅近くの出先機関での勤務を活用	【若干減少】 通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。
発生時継続業務以外の業務(縮小・中断業務)	中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能 ※施策の実施が遅れることにより国民生活や経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ないもの。	- 国内発生時以降状況に応じた業務縮小を開始し、強化・拡充業務へ人員を補充 - 必要に応じて、スプリットチームを活用 - 可能な範囲で在宅勤務や自宅近くの出先機関での勤務を活用	【大幅減少】 通常人数から出勤不可能人数及び強化・拡充業務への補充人数を減じる。

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表

2022年1月18日

	浅井 副市長	市 長	谷山 副市長	
教育長				市長公室長
市民病院 事業管理者				企画部長
市民病院長				財政部長
上下水道 事業部長				行政部長
基盤整備 部長				ぎふ魅力づく り推進部長
都市建設 部長				経済部長
まちづくり 推進部長				市民生活 部長
消防長				福祉部長
防災監兼 都市防災部長				子ども 未来部長
環境部長				市民協働 推進部長
工事検査 室長				会計管理者
薬科大学 事務局長				議会 事務局長
女子短期大学 事務局長				監査委員 事務局長
教育委員会 事務局長				
	市長公室 広報参与	保健衛生部長兼保健所長	行政部危機 管理審議監	
	事 務 局			

1月18日(火)~
2月18日(金)

新型コロナウイルス感染症

岐阜県「第6波」非常事態宣言

昨日、岐阜県が「第6波」非常事態宣言を発出されました。若者を中心に、3連休、特に成人式に関連した会食等に端を発する感染が、これまでにないスピードで急拡大しております。特に、体調不良にもかかわらず、無理をして行事に参加、出勤、通学した結果、その先々で感染が拡がる事例が散見されています。

オミクロン株感染者の多くは、のどの痛みや発熱などの風邪症状と似た軽い症状である一方で、強い感染力、短い潜伏期間、ワクチン接種済みでもブレイクスルー感染する可能性があることから、「ちょっと風邪っぽいけど大丈夫だろう」といった安易な考えから、感染はあっという間に広がってしまいます。

このまま感染が拡大すれば、医療体制だけでなく、多くの方が感染者や濃厚接触者となることによって、企業、学校など社会・経済の基盤となる様々な領域でスタッフの確保・体制の維持が困難となり、社会・経済の基盤となる様々な領域が機能停止に陥ることが強く危惧されます。感染爆発を防ぎ、ご自身や大切な家族の命、そして社会経済を守るため、一人ひとりの感染防止対策の徹底をお願いします。

令和4年1月18日 岐阜市長 柴橋 正直

一人ひとりに実践いただきたい感染防止対策

基本的感染防止対策の継続

- のどの痛みなど、いつもと体調が違うと感じたら、全ての行動（出勤、通学）をストップして、まずは、身近な医療機関に受診をしてください！
- 「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」、「こまめな換気」、「3密（密閉空間・密集場所・密接場面）のうち一つでも回避」

移動

- 不要不急の都道府県間の移動は、極力控えて！
やむなく移動する場合は、極力日帰り、出発前及び帰宅時の検査受検を推奨！

飲食

- 自宅を含め、普段会わない人との会食、大人数・長時間での会食を徹底回避！
（4人まで、2時間以内が目安）
- 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー取得店舗（第三者認証店）」を利用し、マスク会食（食事中は静かに。会話はマスク着用。）を徹底！

飲食店等の皆様へ

国の「まん延防止等重点措置区域」指定後、

- 営業時間は、夜20時までに短縮してください！
- 酒類は終日提供しない！



事業者の皆様へ

- 体調不良者は必ず休ませてください！
- 組織内感染等により、事業活動が低下することを想定したBCPの再確認を！

岐阜市の対応

- 市内の飲食店等に対し、時短要請内容についての周知徹底及び時短営業が行われているかを確認。
- ワクチン追加接種の前倒しに向けた計画の見直しを実施。

※ 上記対策は、本市で実際に確認された感染事例等を基に作成しています。